障がい者基本計画と障がい福祉計画の統合について

１　現状

（１）第２期北海道障がい者基本計画

計画期間：平成25年度～令和５年度（１年延長）

　　　　計画の目標、施策目標を定めた「基本的な計画」

（２）第６期北海道障がい福祉計画

計画期間：令和３年度～令和５年度

　　　　施策の方向性、具体策を定めた「基本計画に基づく実施計画」

２　課題

　・　計画期間が、基本計画が１０年、福祉計画が３年であり、策定（見直し）時期が不一致。

　・　基本計画の期間が１０年と長期であり、現行の内容をカバーできていない。

３　計画の統合について

　・　基本計画と福祉計画を統合し、策定の時期や計画期間を合わせる。

　・　統合は、福祉計画をベースに、基本計画を統合する。

　・　計画期間は６年間とし、３年目で中間見直しを行う。

→　令和４年１２月２０日開催の「北海道障がい者施策推進審議会」で協議・了承。

　　この統合の考え方に、令和５年５月に国から示された「基本指針」の考え方を勘案し、新計画の基本的な考え方（たたき台）を作成。